

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	ホームページ、サイボウズ（学内グループウェア）及び、いじめ防止理解度テスト等で全教職員に周知して意識啓発を行った。	意識啓発を継続する。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年間計画を策定し、2ヶ月に1度、いじめ対策委員会を開催し、対応方針を検討のうえ情報共有をはかり、議事録を作成した。	引き続き定期的に開催する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止理解度テストの実施により、教職員に対する研修とした。	引き続き実施する。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	ホームページ、サイボウズに掲載し、全教職員に周知している。	引き続き周知を行う。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度初めに計画を定め、サイボウズを通じて全教職員に情報共有した。	引き続き情報共有を行う。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生委員会（学生健康センター）や寮務委員会で教職員の相談を吸い上げる体制をとっている。	引き続き学生委員会や寮務委員会と連携する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	ホームページ、サイボウズなどを通じて全教職員に公開し、重大事態に対する対応も規則等で定めている。	引き続き周知を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学内サーバーに関係教員のみ閲覧できるデータがあり、共有できる体制としている。	引き続き情報共有を行う。	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度のマニュアルを検証し、令和7年度の計画を立てた。	年度末に点検を実施し、翌年度の計画に反映させる。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年間計画に基づいてアンケートを実施して、いじめ対策委員会等で共有を図っている。	引き続き実施するとともに、必要に応じて年度初めに質問内容を変更する。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	SC及びS S Wは必要に応じ委員として参加を求めるとし、学生健康センターを通して情報共有可能な体制となっている。	引き続き関係教職員間での情報共有を行っていく。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	非行防止講演会やサイバー犯罪防止講演会等において、いじめに関連させた内容の講演会を実施した。	全校集会以て学生主事よりいじめに関する説諭を行った。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	全校集会などの都度、学生主事より説諭している。	学生がいじめに関する理解を深められるよう、アンケートの内容を検討する。	R8年3月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生の間でいじめ防止の意識があり、学生会を中心に企画を検討している。	学生会で具体的な取組を行うよう働きかける。	R8年3月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校いじめ防止基本計画及び取り組み状況をHPで公開している。	後援会等の協力を得て、保護者への周知を徹底する。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学校いじめ対策委員会にていじめが認知された場合には、被害者・加害者及びその保護者に対し学内対応方針を伝えることとしている。	引き続き行う。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	年度計画や規則整備をして、連携・協力体制を整えた。	参与会等で情報共有を図る。	R8年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	いじめ等問題があれば、茨城県警ひたちなか署生活安全課へ相談する体制が整っている。	引き続き行う。	